

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター  
理事長 後藤 滋樹 殿

2019 年度 DRP 検討委員会  
委員長 井上 葵

### 2019 年度 DRP 検討委員会答申

本委員会としては、第 130 回理事会（2019 年 3 月 18 日）第 4 号議案にて決議された以下の依頼事項につき、検討結果を答申としてまとめ、下記のように答申いたします。

#### ■ 依頼事項

2018 年度 DRP 検討委員会報告書に基づき JP ドメイン名紛争処理方針 (JP-DRP) およびその手続規則の改定要否の検討などを行い、JPNIC が必要な対応を実施するための提言を行う。

#### 【答申】

紛争処理機関からの要望に対応して、下記の通り JP ドメイン名紛争処理方針（以下「紛争処理方針」という。）及び JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則（以下「手続規則」という。）の改正を行うのが適切と考える。

---

<主な改正点と改正要旨>

#### JP ドメイン名紛争処理方針

##### 1. 書面及び書類に電磁的記録が含まれることを明記した。

要旨：電子化に伴い、書面及び書類に電磁的記録が含まれることを明確にする必要があると考えた。

改正箇所：

##### 第 3 条 a. 項

- a. 第 8 条の規定に従う限りにおいて、登録者またはその権限ある代理人から、その旨の書面（「書面」及び「書類」は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含むものとする。以下同じ。）による指示を JPRS が受領したとき

2. 全ての条項において「改訂」を「改正」に修正した。

(手続規則も同様)

要旨：JPNIC の扱う文章は、改正に統一しているが、未対応だったため。

3. 「文書」を「書面」に修正した。

(手続き規則も同様)

要旨：これまで、書面と文書が混在していたが、1. に関連して、書面の定義を改めて行ったことから、電子化に伴い「文書」も「書面」に統一することで問題がないと判断した。

改正箇所：

第4条 k. 項

4. 「裁判所受領印のある訴状」を「裁判所受領印のある訴状の写し」とした。

要旨：「裁判所受領印のある訴状」等を提出するとあるが、実際の訴状は出せないので「訴状の写し」とした。

改正箇所：

第4条 k. 項

## JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則

5. 「当事者」の定義を修正し、登録者の定義を設けた。

要旨：現行では紛争処理方針第1条に「株式会社日本レジストリサービス（以下「JPRS」）にドメイン名の登録をした者」という定義があるが、手続規則では主に紛争の当事者である登録者を指して、「登録者」と記載しており、手続規則第1条b項（改正後c.項）では「当事者」の定義の中に「登録者」の説明も含まれているような書き方になっていた。UDRP と揃える意味もあり、「登録者」を紛争処理手続の申立ての対象となっている登録者の意味で別に定義した。

改正箇所：

第1条 (b) 、(c)

6. 「申立書」と書かれている箇所と、「申立書（添付書類含む）」が混在していたが、申立書の後に「申立書（添付する関係書類を含む。以下同じ。）」と入れ、「申立書」と書かれている場合には添付書類も含むようにした。

要旨：やり取りをクラウドで行う場合には容量の関係で添付資料が送れない等も無いので、申立書の後に「申立書（添付する関係書類を含む。以下同じ。）」と入れ、「申立書」と書かれている場合には添付書類も含むようにした。

改正箇所 :

第 1 条 (g)

7. 6. と同様の理由から、「答弁書」についても「答弁書（添付する関係書類を含む。以下同じ。）」として、「答弁書」と書かれている場合には添付資料も含むようにした。

改正箇所 :

第 5 条 (a)

8. 電子化に伴い、「開始通知」、「送信通知」の定義を行った。

要旨 : 電子化に伴い、電子メールによる通知を行うことになるため定義した。ドメイン名登録者に手続開始を知らせる通知は、書面の郵送も行うため、送信通知とは別に定義を設けた。

改正箇所 :

第1条 (l) 、(m)

9. 書面・書類のやり取りは、「インターネットによる電子的送信その他の手段（「電子的送信」）によることとした。

要旨 : 法律では「電子情報処理組織による」等とされている場合もあるが、電子情報処理組織がインターネットだけを指しているとはかぎらず、インターネットという言葉が法律で使用されていない訳ではないので、「インターネットによる電子的送信その他の手段」とした。送信通知には電子メールを用いるが、書面の提出等には「インターネットによる電子的送信その他の手段（「電子的送信」）」を使用するという書き方に統一した。紛争処理機関の定める補則において、オンラインストレージを利用することが規定される予定である。

10. 登録者から答弁書の提出期限延長を求める上申があれば、紛争処理機関は、その答弁書の提出期限を自動的に4日（営業日）延長できることを規定した。

要旨 : 答弁書の提出期限には、裁量的な延長の余地があったが、UDRP と揃えて、申立による 4 日の自動延長を規定することが妥当と判断した。

改正箇所 :

第 5 条 (d)

11. 和解のプロセスを明確にして、具体的に記載した。

要旨 : UDRP には記載のある和解についての記載が JP-DRP には記載がないため、具体的な対応が明確になっていなかったが、JP-DRP の状況に合わせて、新たに規定した。和解に達した場合については、「両当事者が和解に達したら、紛争処理機関が定めた

補則に規定されている方法に従って当事者間の和解契約の要旨を紛争処理機関に提出する。」とし、補則を参照するようにしている。和解の要旨に関するフォームは紛争処理機関が定める。当事者間で和解が成立した場合、手続が終了することになるが、ドメイン名の移転は自動的には行われない。このため、和解が成立した場合、当事者が JPRS に通知し、必要な対応が行われる必要がある旨を規定した。

改正箇所：

第 17 条 (b)

添付資料

1. JP-DRP 紛争処理方針（改正案）
2. JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則（改正案）
3. JP ドメイン名紛争処理方針 改正新旧対照表
4. JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則 改正新旧対照表

以上